

3 ウクライナ

(1) 商標法の動向等

- 1) ウクライナでは、2000 年 12 月 29 日からマドリッド協定議定書が発効している。なお、ウクライナはマドリッド協定にも加盟しており、マドリッド協定は、1991 年 12 月 25 日に発効している。
- 2) 現行のウクライナ商標に関する法規定は、1993年12月10日から施行されたウクライナ商標法（以下「商標法」という。）およびウクライナ商標規則（以下「商標規則」という。）であり、最新の改正は2008年4月10日に行われている。
- 3) ウクライナ知的財産局⁵⁷ (Ukrpatent) について
ウクライナにおいて知的財産を所管する政府機関は、ウクライナ教育・科学省の下部機関にあたる、ウクライナ知的財産局(The Ukrainian Institute of industrial Property)、別名 Ukrpatent である。ウクライナ知的財産局が運営するポータルサイト⁵⁸では、商標法、商標規則、最新レポートなどの各種情報が入手できる。
- 4) 2012年のマドリッド協定議定書を利用した外国からの出願においては、アメリカが485件で最多であり、その他トルコ290件、イギリス223件、日本164件と続く（ウクライナ年次報告書2012⁵⁹）。

(2) 商標の定義

- 1) 標識又は標識の組合せは、標章の対象であり、商標として登録できる。当該標識には、特に人名を含む語、文字、数字、図形的要素、色彩及び色彩の組合せ並びにこれらの標識の組合せも含まれる（商標法第5条(2)）。なお、標章は「ある人の商品及び役務を他人の商品及び役務から識別する標識である」と定義されている（商標法第1条）。
- 2) その他登録可能な商標
 - (a) 団体商標 (Collective Trademarks)
共通特性を有する商品又は役務の何れかを生産する団体に係る標章は、団体商標として登録できる（商標法第5条(5)、商標規則2.1.4）。団体商標として出願を行う際には、「団体商標の使用が準拠する規約」を提出する必要がある。当該規約は、団体の全構成員により署名され、かつ以下①乃至③の情報を含むものでなくてはならない（商標法第5条(5)、商標規則2.1.31）：
 - ①出願人との契約により商標登録の出願を委任された者の完全名称及び宛先
 - ②団体商標を使用することを許可された者の完全名称及び宛先
 - ③団体商標使用の条件及び使用条件違反の場合の団体構成員の権利義務

⁵⁷ <http://www.uipv.org/en/>

⁵⁸ <http://sips.gov.ua/en>

⁵⁹ http://sips.gov.ua/i_upload/file/report-ENG-2012.pdf

- (b) 「音響」、「立体」、「光」⁶⁰、「色彩自体又は色彩の組み合わせ」も商標として登録できる（商標規則1.4、商標規則2.1.24）。

（3）方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、ウクライナを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類(MM2)の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

出願書類(MM2)の記載

(1) 出願人

複数出願人の場合に関する、特別な要件は課されておらず、二人目以降は連続用紙(continuation sheet)に記載する。

外国法人の完全名称は、その法的組織形態の表示と共に記載しなければならない。外国法人が当該国内の一定の領土内法人の法律に基づいて設立されたときは、当該領土内法人の名称もまた記載しなければならない（商標規則2.1.8）。

日本の法人の場合、「株式会社」の企業形態の表示は「Corporation」、「Company Limited」、「CO.LTD」、「LTD」、「Incorporated (Inc)」等が用いられている場合にはそれらの表示が受け入れられている。また、日本語読みのローマ字表記「KABUSHIKI KAISHA」も見受けられ、特に補正指示あるいは拒絶の通報の対象となっていない。MM2「2 APPLICANT」欄(f)(ii)の欄は、記載必須項目でない。国際登録情報(ROMARIN情報)を確認すると、株式会社の英訳として「Corporation」の記載は認められている。

(2) マーク

ウクライナ語（キリル文字）以外の外国語からなる、又はそれを含む商標において、日本語で構成される標章あるいは日本語を含む標章について、用いられた言語を理由に拒絶の通報の対象になってはいない（商標規則2.1.22）。⁶¹

(3) 標準文字制度

ウクライナにおいて、商標法第5条には標準文字に関する規定はないが、MM2「7 THE MARK」欄(c)にチェックを記入した場合には、文字標章として扱われ、審査官は先行商標調査を文字標章に絞って実施する⁶²。一方、特定の文字態様の標章については、デザイン要素として扱われ、先行商標調査も類似する文字態様の標章について追加調査が実

⁶⁰ 光を商標として登録出願するときは、光の記号／信号の性質、それらの配列、発光持続時間、及び他の特徴を提示する必要がある（商標規則2.1.24）。

⁶¹ 標章はウクライナ語（キリル文字）以外の言語であっても、それが理由で拒絶されることはないが、その場合には翻訳と音訳が求められる（商標規則2.1.22）。

⁶² 標準文字は認められ、標準的なフォントで出願された文字商標は、標準文字商標と認識される（願書にも標準文字であることをチェックする欄がある）。

施される。⁶³なお、MM2「7 THE MARK」欄(c)は記入必須項目でない。

(4) 色彩に係る主張

ウクライナの国内出願の対象には、「色彩のみ」及び「色彩の組合せ」も商標として登録でき、出願に際しては使用例を添付することが望ましい（商標規則2.1.25）。なお、日本の国内商標法において、色彩のみからなる商標は、現在認められていないため、日本を本国官庁とする国際登録には、該当しない。

色彩を含む標章において、MM2「8 COLOR(S) CLAIMED」欄は、任意であり、実務上、表示がないことを理由として補正を要求されることや、拒絶の通報の理由とはならないとされている。

(5) 標章音訳

ラテン文字以外の文字からなる商標についてはMM2「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄(a)に、標章の音訳を記載する必要がある（マドリッド共通規則第9規則(4)(a)(xii)）。

なお、ウクライナの規定において、ウクライナ語以外の言語からなる商標については、当該語の意味を説明し、ウクライナ語への翻訳及びウクライナ語アルファベット文字によるそれらの翻字を提示する必要があると規定されている（商標規則2.1.22）。

(6) 標章の翻訳

MM2に記載された翻訳を参照して審査を行うが、翻訳が記載されていなくても審査官独自で翻訳を入手できる場合には拒絶は受けない。なお、実務上、MM2に記載された翻訳に疑義がある場合には拒絶の通報を受ける場合があるとされている。

(7) 商標が意味を持たない造語を含む場合

実務上、商標が意味を持たない造語を含む場合、その部分が意味を有さない言葉として扱われている。但し、発音から需要者が何らかの意味を想起することが明らかな場合には、その意味を有する言葉として扱われる。そして、その意味が公序良俗に反する場合には拒絶理由の対象となると考えられる。

(8) 国内出願の場合、立体商標の写真を対象全体についてイメージすることができる撮影角度から作成しなければならない、当該商標の明確かつ全体的な表示を示す全ての必要な図の表示を提示しなければならないと規定されている（商標規則2.1.20）。

国際登録出願については、MM2「7 THE MARK」欄(a)に基礎出願又は基礎登録に添付されている図面と同一の図面を全て記載する。記載方法は当該欄の記載範囲（8cm平方）に収まるよう全図面を同一縮尺して記載する。また、MM2「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄(d)の「Three dimensional mark」にチェックを付す。

(9) 団体商標・証明商標

国内出願の場合、出願時に、団体の商標に関する使用管理規則を提出しなければならない

⁶³ 実務上での取扱いであり、現地代理人からの情報である。

ない。規則には、出願団体の名称、商標の使用権を有する企業の名称、登録の目的、当該商標を使用する商品及び商品に共通する品質その他一般的特性等が記載されていることが求められる。国際登録の領域指定については、暫定的拒絶の通報の応答時に団体の商標に関する使用管理規則を提出することが求められる（商標規則 2.1.31）。

(10) 標章の記述(説明)

実務上、標章の記述欄は情報的役割であり、記述が無くても拒絶の通報の対象にはならないとされている。

(11) 標章の称呼

実務上、標章の称呼の記述が無くても拒絶の通報の対象にはならないとされている。

(12) ディスクレーム制度

ディスクレーム制度あり（商標法第6条(2)、商標規則4.4.3）。商標の記述的部分が商標の重要な部分ではない場合には、MM2「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄 (g) にその旨を記載し、当該部分を権利保護から除外することができる。

(13) 商品及び役務

ニース分類の全ての表題 (headings) を受け付ける⁶⁴。

(14) 使用の意思の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求めるマドリッド共通規則7規則(2)に基づく宣言はしていないので、不要である。

(15) その他

パリ条約に基づく優先権を主張する場合、国際登録の領域指定については、議定書第4条2項に基づき、証明書類の提出が不要であり、MM2「6 PRIORITY CLAIMED」の記載でよい。よって、優先権証明書の提出は不要である。

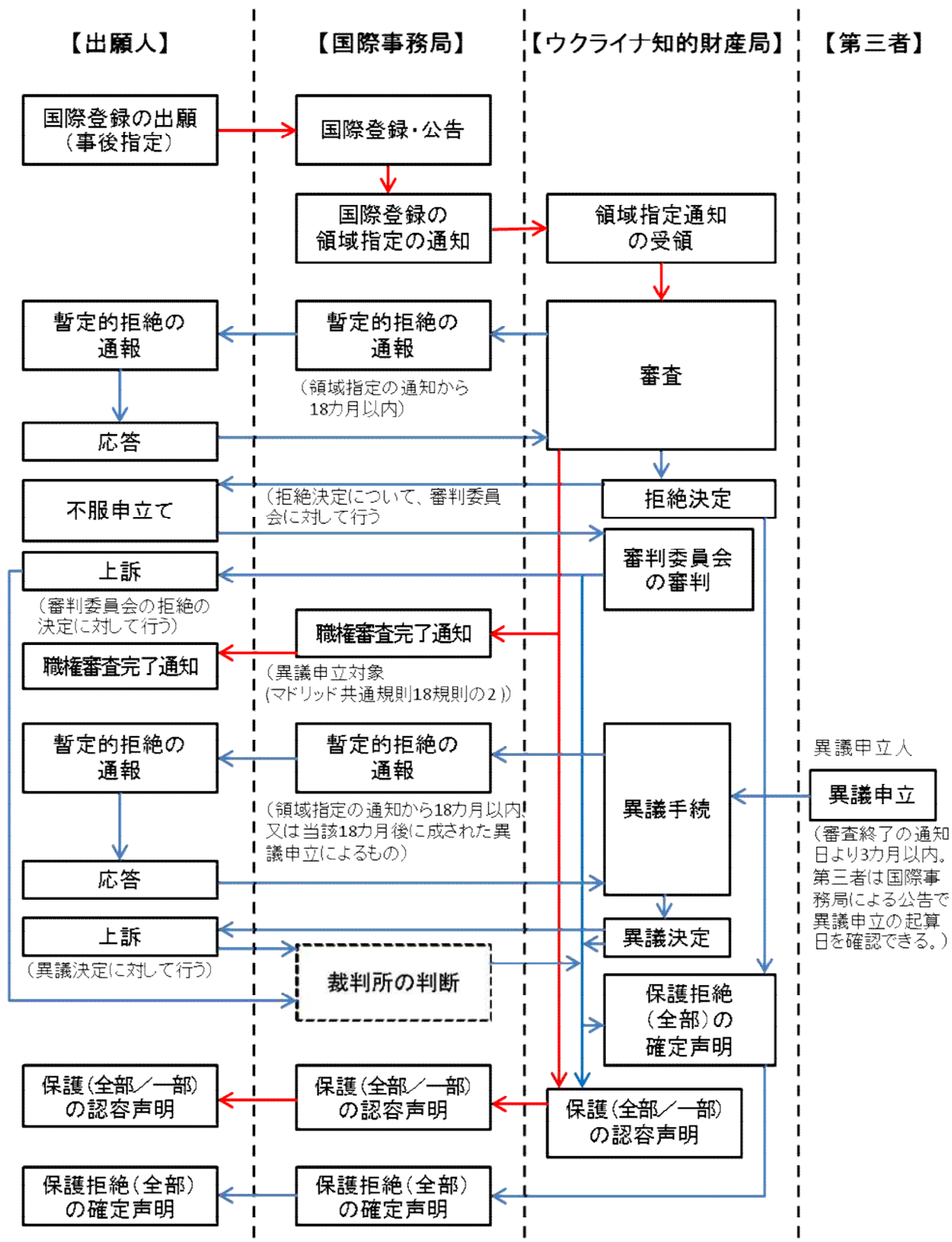
日本を本国官庁とする国際登録については該当しないが、音響商標については、楽譜として表現することが求められる。楽譜で表現することができない場合は、派形で示すこともできる。また、ビデオテープ等の記録媒体に記録して提出することができるが、記録媒体の欠如を理由としては拒絶にはならない（商標規則1.4、商標規則2.1.21）。

⁶⁴ <http://www.wipo.int/portal/en/index.html>→IP Services→Madrid —the International Trademark System→Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Ukraine→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=misc>

(4) 審査

① 実体審査の概略

ウクライナの実体審査の概略フローを以下に示す。



ウクライナ知的財産局は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合、ウクライナの国内出願と同様の基準及び手順で審査を行う。

国際事務局からの領域指定の通知日から18ヶ月以内に、ウクライナ知的財産局は当該国際登録の領域指定について、絶対的拒絶理由（商標法第5条(1)、商標法第6条(1)、(2)）及び相対的拒絶理由（商標法第6条(3)、(4)）の有無を審査する⁶⁵（マドリッド協定議定書第5条）。

審査の結果、指定商品及び役務の全部又は一部について、拒絶理由ありと認定された場合には、ウクライナ知的財産局より、暫定的拒絶（全部又は一部）の通報が国際事務局を介して国際登録の名義人に発せられる（マドリッド共通規則17規則(4)）。なお、一部拒絶に対し応答しなかった場合には、拒絶理由のない商品／役務について保護が認められる。

当該暫定的拒絶の通報に示された拒絶理由に対して不服がある場合、国際登録の名義人はウクライナ知的財産局の暫定的拒絶の通報の発行日から3ヶ月以内にウクライナ知的財産局に対して応答することができる⁶⁶。当該3ヶ月の期間は国際登録の名義人の請求により所定の手数料を納付することで、当該3カ月経過後6ヶ月間延長ができる（商標規則10.6）⁶⁷。

なお、在外者の場合、当該応答は、資格を有する現地代理人を通じて行なわなければならない（商標法第4条(2)）。

暫定的拒絶の通報に対する応答によっても拒絶理由が解消しない場合、ウクライナ知的財産局は、当該国際登録に対して拒絶決定を現地代理人に通知する（商標規則4.5.6）。

拒絶決定の通知を受けた国際登録の名義人は、当該決定に不服がある場合、拒絶決定の通知の発行日から2ヶ月以内に裁判所又は審判委員会に対して不服申立てを請求することができる（商標法第15条(1)）。

当該不服申立ての請求についても、在外者の場合、資格を有する現地代理人を通じて行なわなければならない（商標法第4条(2)）。

不服申立てにおいても決着がつかない場合、最後の対応策として、当該決定を受領した日から2ヶ月以内に司法機関（裁判所）へ上訴することができる（商標法第15条(9)）。

拒絶決定後、不服申立が不成立又は不服申立期間が経過すると、ウクライナ知的財産局は国際事務局に対して拒絶確定声明を送付する（マドリッド共通規則18規則の3(3)）。

審査の結果、保護が認められると判断した場合、ウクライナ知的財産局は国際事務局に対し、職権審査完了通知（異議申立対象）を送付する（マドリッド共通規則18規則の2）。その後、異議申立期間が終了すると、ウクライナ知的財産局は保護（全部又は一部）の認容声明を国際事務局に通知し、国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に通知する（マドリッド共通規則18規則の3(1)(2)、(5)）。

ウクライナ知的財産局の職権審査完了通知（マドリッド共通規則18条の2）の通知日か

⁶⁵ <http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

⁶⁶ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=designated>

⁶⁷ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=designated>

ら3カ月以内に、第三者はウクライナ知的財産局に対して異議申立が可能である⁶⁸（商標法第10条(8)）。異議申立がなされると、領域指定の通知日より18ヶ月経過後であっても暫定的拒絶の通報が送付される可能性がある。なお、保護認容声明後の商標登録に対しては無効審判制度が適用できる（マドリッド協定議定書第5条(6)、商標法第19条）。

② 審査内容

国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、ウクライナ知的財産局は、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無について実体審査をする（商標法第10条、商標法第5条(1)、商標法第6条）。

商標権として保護を付与される商標とは、提供される商品又は役務を他の者の商品又は役務と区別しうる識別力を有し、かつ、優先権を有する他人の商標と同一若しくは類似でない標識でなければならない（商標法第6条(2)）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

暫定的拒絶の通報の期間を国際登録の領域指定通報の日から18ヶ月とする宣言をしている（マドリッド協定議定書第5条(2)(b)）。

なお、当該暫定的拒絶の通報は最終拒絶の通報ではなく、国際登録の名義人は、ウクライナ知的財産局の当該通報の発行日から3ヶ月間の応答期間内であれば、当該通報への応答をすることができる。

また、職権審査終了通知（共通規則18規則の2）に対する異議申立がなされた場合には、国際登録の領域指定通報の日から18ヶ月が経過した後であっても、ウクライナ知的財産局より当該異議に基づく暫定拒絶の通報が発せられうる。（マドリッド協定議定書第5条(2)(c)）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由として以下の標識は、商標として保護されない旨規定されている（商標法第5条(1)、商標法第6条(1)、(2)）。

(1) 公の秩序、人道的及び道徳的原則に違反し、商標法により確立された法的保護の拒絶理由に該当する標章（商標法第5条(1)）

(2) 公的機関を表わす以下の標章（商標法第6条(1)）

- 1) 国の紋章、国旗、その他の国章及びその他の国の標章、公式国名、国際政府間機関の標章及び略称又は完全名称、管理及び保証を示す公的標識及び品質証明印、検証印、印章、勲章その他の名誉標識
- 2) ただし、上記の標識は、関係授権機関又はその標識の所有者の承諾が得られている場合は、保護対象外要素として標章に含めることができる。国名に関して授権機関とは、ウクライナ知的財産局が設置する合議体である。

⁶⁸ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=designated>

(3) 以下のものに該当する標識（商標法第6条(2)）

- 1) 識別性を欠いており、かつそれを使用した結果としても識別性を獲得していないもの
- 2) 一定の種類の商品及び役務の標識として一般に使用されている標識のみをもって構成されているもの
- 3) 国際登録において規定されている商品及び役務に関して、又は当該商品及び役務に用いる際の説明である文字又は情報、特に、商品及び役務に係る種類、品質、構成、数量、属性、用途、価格、商品の製造若しくは販売又はサービスの提供に係る場所及び時を示す文字又は情報のみにより構成されているもの
- 4) 商品、役務又は商品の生産者若しくはサービスの提供者に関し、誤認又は混同を生じさせる虞のあるもの
- 5) 一般に使用されている記号及び用語を構成する標識のみをもって構成されているもの
- 6) 商品の自然な状態から若しくは特定の技術的成果を得るための必要性から生じる形状又は商品に有意な価値を与える形状のみを表示しているもの

⑤ 相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由として以下の標識は、商標として保護されない旨規定されている（商標法第6条(3)、(4)）。

(1) 以下の標識と同一の標識、又は以下のものと誤認混同を生ずる虞のある程に類似している標識（商標法第6条(3)）

- 1) 同一又は類似の商品及び役務について、他人名義で、ウクライナにおいて先に登録又は登録出願されている標章
- 2) 他人の標章であって、ウクライナが当事国である国際協定に従い、登録することなく保護されているもの、特に、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2により周知標章として認められている標章
- 3) ウクライナにおいて知られており、他人に属している商号であって、同一又は類似の商品及び役務に関するウクライナ知的財産局への出願の出願日（国際登録日又は事後指定日）前に、当該他人が当該商号についての権利を取得しているもの
- 4) 商品（アルコール及びアルコール飲料を含む）の原産地の認定されている表示であって、ウクライナの「商品の原産地表示の権利の保護」法に従って保護を受けているもの。当該標識は、前記の表示を使用する権利を有する者の標章に係る保護対象外要素としてのみ使用することができる。

(2) 以下のものを複製している標識（商標法第6条(4)）

- 1) 意匠であって⁶⁹、その権利がウクライナにおいて他人に属しているもの
- 2) ウクライナにおいて知られている科学、文芸及び芸術に係る著作物の名称又は前記の著作物からの引用及び登場人物、並びに芸術作品及びその一部であって、著作

⁶⁹ 商品ラベルや包装が意匠登録されている場合。

- 権所有者又はその法定承継人の承諾を得ていないもの
- 3) ウクライナにおいて知られている人の姓、名

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明(使用言語)、全部拒絶／一部拒絶の取扱い
- 1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語は英語又は仏語。
- 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶がある。一部拒絶（指定商品及び指定役務の一部が拒絶対象）の場合は、拒絶の対象にない指定商品及び指定役務の区分は暫定的拒絶の通報に応答しない場合でも保護される。
- 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

MADRID AGREEMENT AND PROTOCOL
PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION

Rule 17(1)

I. Office making the notification: Ukrainian Institute of Industrial Property 1 Hlazunova str. Kyiv-42, 01601 Ukraine	I. 通報を行う機関: 名称(ウクライナ知的財産局) 住所
II. Number of the international registration:	II. 国際登録番号
III. Name of the holder: 	III. 名義人の名称 名称 住所
IV. ☒ Provisional refusal based on an <i>ex officio</i> examination ☐ Provisional refusal based on an opposition ☐ Provisional refusal based on both an <i>ex officio</i> examination and an opposition	IV. 職権による審査に基づく暫定拒絶 異議に基づく暫定拒絶 職権による審査及び異議に基づく
V. ☒ Provisional refusal for all the goods and/or services ☐ Provisional refusal for the following goods and/or services:	V. 全部拒絶 部分拒絶(該当商品及び/又は役務を表示)
VI. Grounds for refusal: The sign shall not be registered as mark because it is misleadingly similar to mark that was earlier registered in Ukraine on behalf of another person for similar goods or services.	VI. 拒絶の理由
VII. Information relating to an earlier mark: Registration № 130092 of 11.10.2010 on the name of Tovarystvo z обмеzhenoiu vidpovidalnistiu «INDIHO KLAB»; vul. Lebedieva-Kumacha, 12, kv. 13, m. Kyiv, 03058 (UA)	VII. 先願商標に関する情報 該当の場合、先願の概要が表示される。
VIII. Corresponding essential provisions of the applicable law (see text under XII): Article 6.3.1	VIII. 対応する法令の本質的規定(XII 参照) 拒絶の根拠となる規定が表示される。
IX. Information relating to subsequent procedure: (i) Time limit for requesting review or appeal: 3 months from the date of the notification of provisional refusal. This period may be extended for no more than 6 months provided that the relevant request is submitted and the fee in connection with the request is paid before the date of expiry of this period. (ii) Indications concerning the appointment of a representative: http://www.sdip.gov.ua/en/attorneys_register_2.html	IX. 以降の手續に関する情報 (i) 応答期限 暫定拒絶通報の発行日から3ヶ月間。 最大6ヶ月まで延長可。 (ii) 代理人の任命に関する示唆 http://sips.gov.ua/en/attorneys_register_2.html からウクライナの代理人を検索できる。
X. Date of the notification of provisional refusal: 04.08.2011	X. 暫定拒絶の発行日
XI. Signature or official seal of the Office making the notification  Head of the Department of International Trademark Registrations Svitlana Sukhinova	XI. 通報を行う機関の署名又は公印

XII. Corresponding essential provisions of the applicable law:

XII. 対応する法令の本質的規定
拒絶の根拠となる規定等が抜粋される。

SECTION II LEGAL PROTECTION OF MARKS

Article 5. Conditions of Granting the Legal Protection

1. The legal protection is granted to a mark that does not contradict the public order, humane and moral principles and is not subject to the refusal of the rights protection according to the grounds defined by this Law.

Article 6. Grounds for Refusal of the Legal Protection

1. According to this Law, the legal protection shall not be granted for marks that represent or imitate:
State armorial bearings, flags, and other state symbols (emblems); official names of States; symbols and abbreviated or full names of international intergovernmental organizations; official control, guarantee, or testing seals, stamps; decorations and other honorary signs.
The said signs may be included in a mark as non-protected elements, provided that the consent of the relevant authorized body or of the sign owners was obtained. The authorized body with respect to the name of a State is the collegial body established by the Office.
2. According to this Law, the legal protection shall not be granted for marks that:
 - 1) are usually devoid of distinguishing capacity and did not obtain such a capacity through their use;
 - 2) consist exclusively of signs that are commonly used as the signs of goods and services of a certain type;
 - 3) consist exclusively of signs or data that are descriptive while using for goods and services defined in the application or with respect to them, in particular signs or data that indicate kind, quality, composition, quantity, properties, purposes, value of goods and services, the place and time of manufacturing or sale of goods or rendering of services;
 - 4) are deceptive or liable to mislead as to goods, services, or the person producing goods or rendering services;
 - 5) consist exclusively of signs that are commonly used symbols and terms;
 - 6) present only the form caused by the natural state of goods, or by the necessity to get a specific technical result, or the form imparting the essential value to the goods.The signs mentioned in Items 1, 2, 3, 5 and 6 of this Paragraph may be used in a mark as non-protected elements if these signs are not dominative in the reproduction of a mark.
3. Signs shall not be registered as marks if they are identical or misleadingly similar to:
 - 1) marks that were earlier registered or filed for the registration in Ukraine on behalf of another person for identical or similar goods and services;
 - 2) marks of other persons if these marks are protected without registration according to the international agreements to which Ukraine is a party, in particular the marks recognized as well-known marks according to Article 6-bis of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property;
 - 3) trade names that are known in Ukraine and belong to other persons who have acquired the right to the said names before the date of filing the applications to the Office with respect to identical or similar goods and services;
 - 4) qualified indications of the origin of goods (including alcohols and alcohol drinks) that are protected according to the Law of Ukraine "On the Protection of Rights to Indication of the Origin of Goods"; the said signs may be used only as non-protected elements of the marks of the persons who have the right to use the said indications;
 - 5) conformity marks (certification marks) that have been registered under the determined procedure.

XII. 先願商標の詳細

各種の番号、日付、標章、区分等、先願に関する情報が表示される。

(111) 130092

(151) 11.10.2010

(181) 09.06.2020

(210) m201008831

(220) 09.06.2010

(450) 11.10.2010, Бюл. № 19

(731) Товариство з обмеженою відповідальністю «ІНДИГО КЛАБ»;
вул. Лебедева-Кумача, 12, кв. 13, м. Київ, 03058 (UA)

(732) Товариство з обмеженою відповідальністю «ІНДИГО КЛАБ»;
вул. Лебедева-Кумача, 12, кв. 13, м. Київ, 03058 (UA)

(750) Атаманчук Андрій Геннадійович;
а/с 228, м. Рівне, 33028 (UA)

(510) Кл.: 41, 43

41 Влаштування балів; влаштування змагань (навчальних або дозвільних); влаштування і проведення концертів; влаштування конкурсів краси; влаштування музичних фестивалів; влаштування культурних заходів; розваги (дозвілля, забави); дозвілля і навчання в клубах; забезпечування приміщенням для дозвілля, ігор; інформування щодо дозвілля; інформування щодо розваг; караоке-послуги; мюзик-холи; наймання (прокат) аудіоапаратури; наймання (прокат) видовищних декорацій; нічні клуби; облаштування дозвілля; обслуговування казино; обслуговування кінотеатрів; обслуговування клубів здоров'я; попереднє замовлення місць на видовища; послуги дискотек (сховищ звукозаписових дисків); послуги оркестрів; послуги щодо ігор на гроші; послуги щодо музичного композиціонування; презентації вистав; розважання (послуги артистів); створювання видовищ; театральні каси (розваги).

43 Послуги щодо забезпечування харчами та напоями; тимчасове житло; бази туристські; будинки для самотніх людей похилого віку; готелі; житлові агентства (готелі, пансіонати); замовлення (бронювання) тимчасового житла; замовлення пансіонатів; їдальні; кав'ярні; кафе; кафетерії; мотелі; надавання приміщень в таборах відпочинку; наймання (орендування) тимчасового житла; наймання (орендування) приміщень на збори; наймання (прокат) перемісних будинків; наймання (прокат) наметів; наймання (прокат) стільців, столів, скатерок, скляного посуду; обслуговування таборів туристських; пансіонати; пансіони для тварин; попереднє замовлення місць в готелях; послуги барів; послуги таборів туристських (кемпінгів); послуги щодо готування страв та напоїв і доставляння їх додому; ресторани самообслуговування; ресторани; шинки чи буфети (заклади швидкого і повсякчасного обслуговування); ясла дитячі.

indigo, Indigo

indigo

27.05.13

28.11.00

② 暫定的拒絶通報への応答期間

- 1) 本報告書「(4) 審査 ①実体審査の概略」の欄で述べたとおり、ウクライナ知的財産局から暫定的拒絶の通報を受けた国際登録の名義人は、ウクライナ知的財産局が当該通報を発行した日から3ヶ月の応答期間が与えられる⁷⁰。なお、当該3カ月の応答期間満了前に延長の申請をし、所定の手数料を納付することで、当該3カ月経過後6カ月を限度として、応答期間を延長することができる（商標法第10条(6)）。
- 2) ウクライナ知的財産局は、国際登録の名義人が応答期間内に応答しない場合、あるいは応答内容が拒絶理由を覆すものでないと判断した場合、拒絶決定をし、国際登録の名義人に拒絶決定を通知する（商標法第10条(3)）。
- 3) 国際登録の名義人は、拒絶決定受領後、2ヶ月以内に、審判委員会に対して不服申立てを請求することができる（商標法第15条(1)）。
- 4) 国際登録の名義人が請求期間内に不服申立てを請求しない場合、あるいは不服申立てが不成立となった場合、ウクライナ知的財産局は保護拒絶の確定をし、保護拒絶の確定を国際事務局に通知する（マドリッド共通規則18規則の3(3)）。一部拒絶の暫定的拒絶の通報を受けていた場合には、拒絶を受けていない指定商品及び指定役務の区分について、「保護が与えられる商品及び役務を表示した声明」を国際事務局に通知する（マドリッド共通規則18の3(2)(ii)）。

③ 現地代理人の必要性の有無

- 1) 国際登録の領域指定の場合、暫定的拒絶の通報を受領し、これに応答する場合には資格を有する現地代理人を通じて行う必要がある（商標法第4条(2)）。また、上記拒絶決定の通知後の不服申立ての請求の場合も同様に現地代理人を通じて行う必要がある。

現地代理人とは、ウクライナ知的財産局に登録された商標代理人である。登録された商標代理人は、ウクライナ知的財産局のホームページにて確認することができる⁷¹。

- 2) 商標代理人の権限は、国際登録の名義人、商標権者、若しくはその他の関係者が発行する委任状により確認される（商標規則3.1.4）。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

国際登録の名義人本人が直接ウクライナ知的財産局に対して応答することはできない（上記③参照）。名義人が直接国際事務局を通じて手続する場合は、後記⑤（3）参照。

なお、名義人が直接国際事務局にMM6等による補正の手続を行ったとしても、ウクライ

⁷⁰ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=designated>

⁷¹

http://sips.gov.ua/en/attorneys_register.html?filter%5Bletter%5D=&order=numer_asc&filter%5Bcity_id%5D=&filter%5Bfio%5D=&filter%5Bnumeration%5D=&filter%5Bspec_id%5D=6&sub_filter=Apply+filters&limit=10

ナ知的財産局に当該事実を連絡することが望ましい。

⑤ 暫定的拒絶通報に対しウクライナ知的財産局に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の概略

1) 暫定的拒絶通報に応答しない場合

本報告書「(5) ②暫定的拒絶通報への応答期間」の欄で述べたとおり、ウクライナ知的財産局から暫定的拒絶の通報を受けた国際登録の名義人は、ウクライナ知的財産局が当該通報を発行した日から3ヶ月の応答期間が与えられる。なお、当該3カ月の応答期間満了前に延長の申請をし、所定の手数料を納付することで、当該3カ月経過後6カ月を限度として、応答期間を延長することができる(商標法第10条(6))。当該応答期間内に応答しない場合、拒絶決定をし、国際登録の名義人に拒絶決定を通知する(商標法第10条(3))。国際登録の名義人は、拒絶決定受領後、2ヶ月以内に、審判委員会に対して不服申立てを請求することができる(商標法第15条(1))。

拒絶決定後、不服申立期間が経過すると、ウクライナ知的財産局は国際事務局に対して拒絶確定声明を送付する(マドリッド共通規則 18 規則の 3(3))。なお、一部拒絶に対し応答しなかった場合には、拒絶理由のない商品/役務について保護が認められる。

2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

応答内容が拒絶理由を覆すものでないと判断した場合、拒絶決定をし、国際登録の名義人に拒絶決定を通知する(商標法第 10 条(3))。国際登録の名義人は、上記「(1) 暫定的拒絶通報に応答しない場合」と同様に、拒絶決定受領後、2ヶ月以内に、審判委員会に対して不服申立てを請求することができる(商標法第 15 条(1))。

3) 暫定的拒絶通報に直接応答することに代えて、国際事務局に商品又は役務の限定を申請した場合

国際登録の名義人は、ウクライナ知的財産局に直接、暫定的拒絶の通報に対する応答をする代わりとして、指定商品及び役務の一部減縮(MM6)又は放棄(MM7)は、国際事務局に対して手続を行うことができる(マドリッド共通規則25(1)(a))。したがって、国際登録の領域指定に係る指定商品・役務の減縮(MM6)により、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられる。

ただし、当該変更が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるため、当該変更を申請した旨を通知しておくことが望ましい。

なお、国際事務局に対する手続の様式は以下のとおりである。

1) 商品及び役務の一覧表の減縮の記録請求書	=様式MM6
2) 放棄の記録の請求書	=様式MM7

なお、保護拒絶の確定に対する不服申立ての請求において、不成立となった場合には、裁判所への上訴が手段として残されている（商標法第15条(9)）。

（6）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

国際登録の領域指定について、保護が認められると判断した場合、ウクライナ知的財産局は国際事務局に職権審査完了通知（異議申立対象）（マドリッド共通規則18規則の2）を送付する。

ウクライナ知的財産局が職権審査完了通知を通知した日から3ヶ月間、第三者はウクライナ知的財産局に異議申立をすることができる。異議申立期間の経過後、ウクライナ知的財産局より保護認容声明が国際事務局経由で国際登録の名義人に送付される（マドリッド共通規則18規則の3(1)、(2)、(5)）。また、一部拒絶の場合には、応答することなく拒絶理由のない商品役務について保護が認められ、上記と同様に保護（一部）認容声明が送付される。

なお、国際登録についてはウクライナ知的財産局において公告されない。国際事務局で行われた公告がウクライナ知的財産局における公告に該当する（商標規則4.7.4）。

（7）登録

① 登録簿

ウクライナ国内出願については、登録すべき旨が決定された後、出願人により登録手数料が納付されると、国内登録簿に登録され、登録の日から3ヶ月以内にウクライナ知的財産局から商標登録証が発行される（商標法第12条）。

一方、国際登録の領域指定については、ウクライナ知的財産局が保護認容声明を国際事務局に送付し、当該通知が国際登録簿に登録されるが、ウクライナ知的財産局では、明文の規定がないため、国内登録簿に登録される制度を設けていないと考えられる。

② 登録証書の発行

明文の規定がないため、国際登録の領域指定については登録証書は発行されないと考えられる。

（8）登録後の注意事項

- 1) 標章が、登録証交付に関する情報の公告日⁷²、又は当該公告後、標章が最後に使用された日から継続して3年以上、ウクライナにおいて全く使用されていないか、又は商品及び役務の一部に関して使用されていない場合は、何人も裁判所に対し、ウクライナ知的財産局により保護が認められた国際登録の効力の全部又は一部に関する期限前消滅の宣言を求める訴えを提起する権利を有する（商標法第18条(4)）。

⁷² 国際登録に関する読み替え規定は存在しないが、実務上保護認容声明の公告日から計算されているとの、現地代理人からの情報がある。

- 2) この場合、商標権者が不使用についての正当な理由を示さない限り、登録証の効力の全部又は一部を消滅する。特に次のことは、前記の正当な理由に含まれる。
- (a) 商標権者の意思に拘りなく、標章の使用が阻止される状況であったこと。これには、商品輸入の制限、又は商品及び役務に関して法令の定める他の要件等が含まれる。
 - (b) 裁判所に上訴した者又はその他の者が登録証の効力を消滅させるために行った請求に関連する商品及び役務の標章を使用する場合に、商品の製造者又は役務の提供者に関して誤認を生じさせる虞があったこと
- 3) 商標法第 18 条(4)の適用上、他人による標章の使用も、商標権者が当該他人による標章の使用を管理している場合は、商標権者による標章の使用であるものとみなされる。
- 4) その他の取消事由として、次の事情において、裁判所により登録証の全部又は一部を無効とされる（商標法第 19 条）。登録証が、その全部又は一部について無効と判定された場合は、ウクライナ知的財産局によりその旨をその公報に公告される。また、無効と判定された登録証又は登録証の一部は、出願日から効力を有していないとみなされる。国際登録の場合、国際登録日から効力を有していないとみなされる。
- (a) 登録標章が法的保護を付与するための要件を満たしていない場合
 - (b) 登録証が、提出された出願における標章の複製並びに商品及び役務の一覧に表示されていなかった要素を含んでいる場合
 - (c) 登録証が、他人の権利を侵害する登録出願がされた結果、交付された場合

(9) 異議

国際登録の領域指定に対しても異議申立制度が規定されており、第三者はウクライナ知的財産局に対して、ウクライナ知的財産局の職権審査完了通知（マドリッド共通規則18条の2(1)）の通知日より3カ月以内に異議申立が可能である（商標法第10条(8)）。異議申立がなされると、領域指定の通知日より18ヶ月経過後であっても暫定的拒絶の通報が送付される可能性がある。また、当該18ヶ月が経過した後にも異議申立が行われる可能性がある。

(10) 上訴

拒絶決定に対する不服申立ての請求において、当該不服申立てが不成立の結果となった場合、不成立に対して当該決定を受領してから2ヶ月以内に司法機関（裁判所）へ上訴することができる（商標法第15条(9)）。当該上訴は、資格を有する現地代理人を通じて手続する必要がある。

(1 1) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

国際登録の領域指定に対して法的保護が付与された場合には、国際登録日又は事後指定日から商標権が生じる（マドリッド協定議定書第4条(1)(a)、商標法第16条(1)）。

商標権を侵害する行為とは、商標法第16条に定める商標権者の商標権に対する違反行為を指し、現行のウクライナの法令に従って賠償責任を伴うものとされている。違反行為には、商標権者との合意を必要とするにも拘らず、その承諾を得ないで行われた行為及び当該行為のための準備を含む。

具体的には以下の行為をいう（商標法第16条）。

- 1) 標章の登録対象となっている商品、当該商品の包装、当該商品に関連する看板、当該商品に付けるラベル、タブ、タグその他の物にその標章を利用すること
- 2) 販売の申出のために、標章を利用した商品を保管すること
- 3) 標章を利用した商品の販売の申出、販売、輸入及び輸出をすること
- 4) 標章の登録対象となっているサービスの申出又は提供を行うときに、その標章を使用すること
- 5) 営業用書類又は広告及びインターネット・ネットワークにおいて、標章を使用すること
- 6) 国際登録簿に記載されている商品及び役務に関して登録標章を使用すること（民法494.3）
- 7) 国際登録簿に記載されている商品及び役務に関連する商品及び役務に関して登録標章を使用すること。ただし、当該使用が商品の製造者又はサービスの提供者に関する誤認をもたらす虞があることを条件とする（民法494.3）。
- 8) 登録標章に類似する標識を国際登録簿に記載されている商品及び役務に関して使用すること。ただし、当該使用により、その標識と登録標章との混同をもたらす虞があることを条件とする。
- 9) 登録標章に類似する標識を国際登録簿に記載されている商品及び役務に類似するものに関して使用すること。ただし、当該使用により、商品の製造者若しくはサービスの提供者に関する誤認又はその標識と登録標章との混同をもたらす虞があることを条件とする。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

商標権者から請求があったときは、侵害は停止されるものとし、侵害者は商標権者に実際の損害を補償する旨規定されている（商標法第20条(2)）。加えて、商標権者は不法に使用された標章若しくは登録標章に著しく類似しており、登録標章との間で混同を生じさせる虞がある標識を商品若しくは商品包装から除去すること、又は登録標章若しくは登録標章と混同を生じさせる程に類似する標識の、製造された複製を破棄するよう請求することができる（商標法第20条(2)）。

ライセンスの付与を受けた者もまた、商標権者の侵害された権利の回復を商標権者の承諾を得て要求する権原を有すると規定されている（商標法第20条(2)）。

商標権の侵害行為に対する法的措置は、以下の1) 民事措置、2) 行政措置があり、また、模倣品の3) 国境措置については、税関法で対応することができ、商標権を行使す

る国境措置が規定されている。以下各措置の概要について説明する。

1) 民事措置（商標法第20条）

商標権者は、自己の所有する商標権の侵害行為を発見した場合、侵害の証拠を収集し、侵害の事実があった日から3ヶ月以内に裁判所に提訴する。法人同士の訴訟の場合には、商事裁判所（Commercial court）に提訴し、法人と個人又はウクライナ知的財産局が関係する訴訟の場合には、地方行政裁判所（Local Administrative court）に提訴する。

【救済措置】

- (a) 侵害行為の差止。
- (b) 商標権者の、逸失利益を含む損害賠償。
- (c) 侵害品及び当該侵害品のための原材料、製造設備の廃棄、撤去。
- (d) 侵害に係る書類、広告、看板、カタログ等からの侵害物の削除。

【訴訟の流れ】（刑事措置、行政措置で実施される訴訟の流れも同様である）

(a) 公判前手続

任意手続であるが、訴訟で争う争点が明確となるため、行う方が望ましいとされている。この間に、商標権侵害者への適法な請求（警告など）が成される。当事者間の和解が成立しない場合に、訴えが請求され実体審理が始まる。また、この間に和解が成立する場合もある。

(b) 実体審理

公判前手続による予備審理で決着が付かない場合、実体審理に移行する。実体審理の結果を受けて裁判所は判決を下す（第一審判決）。

(c) 控訴

第一審判決での決着ができず、控訴する場合は、控訴裁判所（第二審）への提訴となる。

(d) 上告

控訴裁判所でも決着がつかない場合には、最高経済裁判所への上告となる。当該裁判所では、第一審、第二審の判決の合法性、法律が正しく適用され、手続規則が遵守されたかについても審理する。当該審理の結果、第一審又は第二審の判決を有効とするか、双方判決を覆し、独自の判決を下す。⁷³

2) 刑事措置（刑法229条）

ウクライナ刑法第229条では、商標侵害に対して刑事罰を科すことが規定されている。

【刑事罰】

- (a) 1度目の侵害では573,500グリブナ（約71,687米国ドル）から1,147,000グリブ

ナ（約143,375米国ドル）の罰金に加え、侵害製品の製造に用いられるものやツール、侵害製品の没収や廃棄が命じられる。

(b) 2度目の侵害、過去の集団グループの癒着や談合を伴う侵害、又は大きな損失を伴う侵害では、1,720,500グリブナ（約215,062米国ドル）から5,735,000グリブナ（約716,875米国ドル）の罰金に加え、侵害製品の製造に用いられるものやツール、侵害製品の没収や廃棄が命じられる。

(c) 国家公務員の職権濫用による侵害、組織的な集団によってなされた侵害、又は巨額の損失を伴う侵害では、5,735,000グリブナ（約716,875米国ドル）から8,602,500グリブナ（約1,075,312米国ドル）の罰金に加え、侵害製品の製造に用いられるものやツール、侵害製品の没収や廃棄が命じられる。さらに、3年間の事業活動停止、地位の制限が命じられる。⁷⁴

3) 国境措置（関税法第14章）

商標権に係る模倣品の水際措置は、ウクライナ税関が対応し、ウクライナ関税法に基づき運営される。

【国境措置の手続】

商標権者は国境措置における保護を受けるために、知的財産権対象物（商標権の対象製品）を税務局に設置された登録機関で税関登録（保護を求める宣誓を提出）することが可能である。したがって、商標権者は登録を受けた後、税務局によって商標権侵害製品のウクライナへの輸入を阻止することができる。商標権者は、税務局に対して税関登録する際、ウクライナでの国際登録の妥当性について、ウクライナ知的財産局からの登録の通知、当該商標が識別性を有する旨の説明、及び委任状を提出する必要がある。税関登録は6又は12ヶ月ごとに更新することが可能である。

税関での具体的な手続の流れについて、商標権侵害と認定された製品は10日間、通関手続を止めさせられる。これはさらに10日間の延長申請が可能である。ただし、壊れやすいもの、傷みやすいものについては3日間の通関手続での差押えに留まり、延長もできない。通関手続で差押えが実行されると、商標権者にその事実が通知される。さらに、当該侵害製品の所有者にもその事実が通知される。商標権者は当該通知を受領した後、その受領日から10日以内に裁判所に訴訟の申立てをすることができる。この期間はさらに10日間の延長が可能である。したがって、商標権者は当該通知から最大で20日間、訴訟の準備をすることができる。

（12）議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

① セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

国際登録が、本国官庁からの請求により指定商品及び役務の全部又は一部が取り消された場合は、国際登録の名義人は、当該国際登録について取消が記録された商品又は役

⁷⁴ 2013年12月時点での費用（1アメリカドル(USD)＝約8ウクライナグリブナ(UAH)）。

務の全部又は一部について、ウクライナの国内出願に変更（以下「転換出願」という。）することができる⁷⁵。

なお、この転換出願申請に必要な要件は、以下のとおりである（マドリッド協定議定書第9条の5）。

- 1) 出願申請が、国際登録が取り消された日から3ヶ月以内に提出される。
- 2) 出願申請が、国内登録申請の手続要件を満たし、ウクライナの国内出願と同一の手数料が納付されている。
- 3) 転換出願の時点で実体審査が終了していない場合には、ウクライナ知的財産局は、絶対的及び相対的拒絶理由についての実体審査を行う。転換出願の費用は通常の国内出願に必要な諸費用に加え、一区分ごとに1,000グリブナの費用が必要となる⁷⁶。

② 代替

ウクライナで登録された商標と同一の商標が国際登録の対象であり、かつ、その商標権者が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録により生ずるすべての権利を害することなく、当該国内登録に代替することができる。代替の請求を受領する条件は以下の通りである。

- 1) マドリッド協定議定書第4条の2(1)
 - (i) 国際登録による標章の保護の効果が第3条の3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること
 - (ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及び役務が当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。
 - (iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること
- 2) 代替の請求を受領した後のウクライナ知的財産局が実施する審査項目⁷⁷
 - (a) 国際登録による標章の保護の効果が締約国に及んでいること。
 - (b) 国際商標登録と国内商標登録の商標権者が同一。
 - (c) 国内登録の指定商品及び役務の全てが国際登録の指定商品及び役務のリストに含まれる。
- 3) 国内登録の指定商品及び役務の全てが国際登録に含まれない場合、重複している指定商品及び役務の部分的な代替は認められていない⁷⁸。

⁷⁵ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=misc>

⁷⁶ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ua.html?part=misc>

⁷⁷ QUESTIONNAIRE ON REPLACEMENT: III. OFFICE PRACTICE OR ASSUMED OFFICE PRACTICE 1.
(http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/contracting_parties/pdf/replies-2/reply_ua.pdf
)

⁷⁸ QUESTIONNAIRE ON REPLACEMENT: III. OFFICE PRACTICE OR ASSUMED OFFICE PRACTICE 2.

③ ライセンスについての取扱い

マドリッド共通規則20規則の2(6)の宣言をしていないため、国際登録におけるMM13（ライセンスの記録の申請）、MM14（ライセンスの記録の修正の請求書）、MM15（ライセンス記録の取消の請求書）様式による国際登録簿へのライセンスの登録は、ウクライナ国内において効力を有するものと考えられる。

（1 3）議定書に関する宣言

① 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8 条(7) (a) の宣言

② 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 ヶ月に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2) (b) の宣言

③ 18 ヶ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行われる可能性があることを通報できるマドリッド協定議定書 5 条(2) (c) の宣言

（1 4）ウクライナに特徴的な制度

- 1) 「音響」、「光」、「色彩」についても保護対象とされている（商標規則 1. 4、商標規則 2. 1. 21.）。
- 2) コンセント制度を採用している（商標規則 4. 5. 2.）。相対的拒絶理由がある場合、ウクライナ知的財産局は、国際登録の領域指定の登録について、先の登録商標の名義人又は先の登録出願の出願人による同意書を提出すべきことを暫定的拒絶の通報で提案できる。本制度により、国際登録の名義人は他人の商標登録等に係る商標と同一又は類似の商標であっても、登録を受けられる場合がある。

(15) ウクライナ知的財産局ウェブサイト等から入手可能な情報

① ウクライナ登録商標検索システム

参照アドレス : <http://www.uipv.org/en/>

検索手順

ここでは、ウクライナの登録商標及びウクライナを領域指定した国際登録を検索する手順について、その一例を記載する。なお、ウクライナの国内出願のうち未登録のものは、検索対象外である。



手順 3: ページ上部に表示される検索窓で、所望のデータベースを選択する。

商標関連のデータベースは3種類あり、それぞれ以下の情報を含んでいる:

- ・ウクライナの登録商標に関する情報(手順 4-1、5-1 参照)
- ・ウクライナを領域指定した国際登録商標に関する情報(手順 4-2、5-2 参照)
- ・ウクライナにおける著名商標に関する情報

«Український інститут промислової власності» (ДП «УІПВ»)

DB "Electronic Version of the Cumulative Official Bulletin" (Industrial Property)

SEARCH

DB Information about Invention Applications Accepted for Examination

Information about Invention Applications

Information about Granted Patents of Ukraine

Information about Granted Patents of Ukraine for Industrial Designs

Information about Granted Certificates of Ukraine for Marks for Goods and Services

Information about International Registration of Marks Claimed Protection in Ukraine under the Madrid Agreement

Information about Well-Known Marks in Ukraine

(41) Bulletin number

8/2008

商標に関するデータベース（3種類）：
 ・ウクライナの登録商標に関するもの
 ・ウクライナを領域指定した国際登録商標に関するもの
 ・ウクライナにおける著名商標に関するもの

手順4-1、5-1参照

手順4-2、5-2参照

手順 4-1： ウクライナの登録商標に関するデータベースを使用する場合

所望の項目に番号、日付又は語句等を入力し、「Search」をクリックすると、ウクライナ登録商標の検索を行なうことができる。

検索項目は以下の通りである。各項目には番号が付されており、当該番号は検索結果の表示画面において、表示項目に対応している：

- (450) 公報番号(Bulletin number)
- (450) 公開日(Date of publication)
- (111) 登録番号(Certificate Number)
- (141) 権利失効日(Date of termination of the certificate)
- (151) 登録日(Date of registration of the mark)
- (181) 権利満了日(Expected expiration date of the mark)
- (210) 出願番号(Application Number)
- (220) 出願日(Application filing date)
- (230) 優先日(Exhibition priority date)
- (310) 優先出願番号
(Number of priority application under the Paris Convention)
- (320) 国コード(Exhibition country code)
- (511) ニース国際分類(Nice Classification)
- (531) ウィーン図形分類(Vienna Classification)
- (539) キーワード(Key words)
- (591) 主張されている色彩(Colors claimed)
- (732) 所有者(Holder)
- (740) 代理人(Representative)

DB
Information about Granted Certificates of Ukraine for Marks for Goods and Services

Entries per page
10

Modified on 2013-11-26 08:22:42

Information is available starting from Bulletin No. 4/2006

Search
☐ Search in results

(450) Bulletin number		10/2007	AND
(450) Publication date		10.11.2008	OR
(111) Certificate number		78687	NOT
(141) Date of termination of the certificate		14.05.2007	()
(151) Date of registration of the mark		10.07.2007	* ?
(181) Expected expiration date of the certific...		10.07.2013	< >
(210) Application number		m200504620	=
(220) Application filing date		26.04.2005	
(230) Exhibition priority date		25.10.2006	
(230) Exhibition country code		UA	
(310) Number of the priority application under...		m200613440	
(320) Date of filing of the priority applicati...		30.01.2004	
(511) Nice Classification		1 AND 3	
(531) Vienna Classification		01.01.15	
(539) Key words		gold reserve	
(591) Colors claimed		червоний AND синій	
(732) Holder		Лещинський Олександр Олегович	
(740) Representative		Рибак Тамара Василівна	

Search
Clear all

手順 4-2：ウクライナを領域指定した国際登録商標に関するデータベースを用いる場合
 下図のような検索用ページが表示される。所望の項目に番号、日付又は語句等を入力し、「Search」をクリックすると、ウクライナ登録商標の検索を行なうことができる。

検索項目は以下の通りである（上から順に記載）：

- ・ 公報番号(Bulletin number)
- ・ (111) 国際登録番号(International Registration Number)
- ・ (151) 国際登録日(International Registration Date)
- ・ (450) 国際公開日
 (Date of publication of the data concerning the international registration in the WIPO)
- ・ (450) WIPO 公報の発行番号(WIPO Gazette issue number)
- ・ (511) ニース国際分類(Nice classification)
- ・ (580) 国際登録簿に記録された日
 (Date of recording in the International Registry)

手順 5-1：ウクライナの登録商標に関するデータベースを用いた場合

下図のように検索結果が表示される（ここでは「Key word」に「apple」と入力して検索を行なった）。

案件の表示番号、名称、又は「details」（赤枠内）をクリックすると、案件の個別ページを開くことができる。

Official notes

Information about
Invention Applications
Accepted for
Examination

Information about
Granted Patents of
Ukraine for Inventions

Information about
Granted Declaration
Patents of Ukraine for
Inventions

Information about
Granted Patents of
Ukraine for Utility
Models

Information about
Granted Patents of
Ukraine for Industrial
Designs

Information about
Granted Certificates of
Ukraine for Marks for
Goods and Services

Information about Well-
Known Marks in Ukraine

Notices:
- inventions
- utility models
- industrial designs
- marks for goods and
services
- international
registration of marks

Search

Last search results (37)

Basket (0)

Help

INFORMATION ABOUT GRANTED CERTIFICATES OF UKRAINE FOR MARKS FOR GOODS AND SERVICES

SEARCH RESULTS

Sort by: (111) + (210) + (220) + (450) +

Results 1 - 10 of 37

[1 2 3 4] previous | next

1 apple; consulting

to basket ☐ | effective certificate ☒

(111) 66062 (732) Товариство з обмеженою відповідальністю «Епл консалтінг» (UA) (540)

(151) 15.08.2006 (511) 35, 36

(210) 20041011584 (591) зелений, світло-зелений, білий

(220) 27.10.2004

Published on 15.08.2006, bul. No. 8

Apple Consulting

details...

2 apple baby; apple; baby

to basket ☐ | effective certificate ☒

(111) 71467 (732) Торгово-виробнича корпорація «Алеф» (UA) (540)

(151) 15.01.2007 (511) 10, 20, 24, 28

(210) m200507037

(220) 29.06.2005

Published on 15.01.2007, bul. No. 1

apple baby

details...

3 blagoff green apple; blagoff; green; apple

to basket ☐ | effective certificate ☒

(111) 74065 (732) ГСХ ТРЕЙДМАРКС ЛІМІТЕД (CY) (540)

(151) 15.03.2007 (511) 32, 33, 35, 43

(210) m200612293

(220) 17.08.2006

Published on 15.03.2007, bul. No. 3

Blagoff Green apple

details...

4 green apple; green; apple

to basket ☐ | invalid certificate ☒

(111) 80012 (732) Фірма «СОЮЗ-ВІКТАН» ЛТД (Товариство з обмеженою відповідальністю) (UA) (540)

(151) 25.07.2007 (511) 33

(210) m200605579 (591) білий, сріблястий, світло-зелений, зелений, темно-зелений, чорний

(220) 17.04.2006

GREEN APPLE

DB "Electronic Version of the Cumulative Official Bulletin "Promyslova Vlasnist" (Industrial Property)"

1 / 37 | to basket | print | search results | previous | next

Bibliographic data of the certificate for the mark for goods and services # 66062

APPLE; CONSULTING 書誌情報 標章の複製

Bibliographic data | Reproduction of the mark

Published on 15.08.2006, bul. No. 8 effective certificate ●

(111) 66062 (210) 20041011584
 (151) 15.08.2006 (220) 27.10.2004
 (181) 27.10.2014
 (591) 緑色, 黄緑色, 白色
 (732) Товариство з обмеженою відповідальністю «Епл консалтинг»
 вул. Червоноармійська, 9/2, бізнес-центр «Макулан», м. Київ, 4, 01004 (UA)
 (540) 
 (511)
 Кл.35: Консультування фахівців щодо підприємництва; консультування щодо налагоджування справ; консультування щодо штату працівників;
 Кл.36: Консультування фінансове; консультування щодо страхування;

※案件の個別ページの例。
 書誌情報及び標章の複製等を確認することができる。各表示項目は同一番号の検索項目に対応。

※権利有効/失効の表示について

権利が有効である場合：緑色の丸と「effective certificate」の文字が付される。

権利が失効している場合、赤い丸と「invalid certificate」の文字が付される。

3 blagoff green apple; blagoff; green; apple 権利が有効な場合

to basket | effective certificate ●

(111) 74065 (732) ГСХ ТРЕЙДМАРКС ЛІМІТЕД (СУ) (540) Blagoff Green apple
 (151) 15.03.2007 (511) 32, 33, 35, 43
 (210) m200612293
 (220) 17.08.2006
 Published on 15.03.2007, bul. No. 3 details...

4 green apple; green; apple 失効している場合

to basket | invalid certificate ●

(111) 80012 (732) Фірма «СОЮЗ-ВІКТАН» ЛТД (Товариство з обмеженою відповідальністю) (UA) (540) 
 (151) 25.07.2007 (511) 33

※表示された案件の一時保存について

下図のように、「to basket」にチェックを入れると、当該案件を「Basket」(画面左)に一時的に保存することができる。

手順 5-2 : ウクライナを領域指定した国際登録商標に関するデータベースを用いた場合

下図のように検索結果が表示される(ここでは「Key word」に「apple」と入力して検索を行なった)。この画面で各案件の基本的な書誌情報等を確認することができる。

ただし、5-1)の場合と異なり、各案件の個別ページは設けられていない。

The screenshot shows the search results for the keyword 'apple'. The interface includes a sidebar with navigation links like 'Information about Well-Known Marks in Ukraine', 'Notices', 'Search', and 'Last search results (37)'. The main content area displays two search results:

- Result 3:** 'blagoff green apple; blagoff; green; apple'. It includes publication details (111) 74065, (151) 15.03.2007, (210) m200612293, (220) 17.08.2006, and (732) ГСХ ТРЕЙДМАРКС ЛІМІТЕД (СУ). A red box with the text '①クリックする' points to the 'to basket' checkbox.
- Result 4:** 'green apple; green; apple'. It includes publication details (111) 80012, (732) Фірма «СОЮЗ-ВІКТАН» ЛТД (Товариство з обмеженою відповідальністю) (UA), and (511) 33. A red box with the text '②「Basket」に一時保存される' points to the 'to basket' checkbox.

The screenshot shows a more detailed view of the search results for the keyword 'apple'. The interface includes a sidebar with navigation links like 'Official notes', 'Information about Invention Applications Accepted for Examination', 'Information about Granted Patents of Ukraine for Inventions', 'Information about Granted Declaration Patents of Ukraine for Inventions', 'Information about Granted Patents of Ukraine for Utility Models', 'Information about Granted Patents of Ukraine for Industrial Designs', 'Information about Granted Certificates of Ukraine for Marks for Goods and Services', 'Information about Well-Known Marks in Ukraine', and 'Notices: Inventions'. The main content area displays three search results:

- Result 1:** 'APPLE STORE'. It includes publication details (111) 883222, (151) 27.02.2006, (450) 16.07.2009, 2009/26 Gaz, (511) 35, and (580) 25.06.2009. It is published on 15.08.2006, bul. No. 8.
- Result 2:** 'A.A.A. Apple Anti Age'. It includes publication details (111) 883864, (151) 07.03.2006, (450) 19.04.2007, 2007/11 Gaz, (511) 03, 05, and (580) 16.03.2007. It is published on 15.09.2006, bul. No. 9. A handwritten note 'A.A.A. Apple Anti Age' is visible next to the result.
- Result 3:** 'APPLE TV'. It includes publication details (111) 883864, (151) 07.03.2006, (450) 19.04.2007, 2007/11 Gaz, (511) 03, 05, and (580) 16.03.2007. It is published on 15.09.2006, bul. No. 9.

② ウクライナにおいて有効な指定商品・役務を確認するサイト

1) ウクライナ語によるニース分類 10 (2014 年版)

参照アドレス : <http://nice102014.uipv.org/>

МКТП (10-2014)

ІДС «Міжнародна класифікація товарів і послуг для реєстрації знаків (Ніццька класифікація). Десята редакція, версія 2014 року»
Переклад 10-ї редакції версії 2014 року Міжнародної класифікації товарів і послуг для реєстрації знаків здійснено з офіційного англійського тексту, опублікованого ВОІВ у 2014 році

Загальні зауваження

Перелік класів з пояснювальними примітками

Заголовки класів

Алфавітний перелік товарів

Алфавітний перелік послуг

Перелік товарів за класами

Перелік послуг за класами

Пошук

Вітаємо

ЧИННА З 01.01.2014

Шановні користувачі!

Звертаємо Вашу увагу на те, що з 1 січня 2014 року набула чинності версія 2014 року 10-ї редакції МКТП – МКТП (10-2014). Зазначеною версією до структури класифікації внесено такі зміни:

назви товарів і послуг, крім власних назв та аббревіатур, викладені з малої літери;

вилучено назви товарів і послуг із зворотним порядком слів, де частина тексту знаходилася в круглих дужках (перехресні посилання);

кожна назва товару або послуги, як і раніше, має свій базовий номер, але наведена у класифікації один раз із прямим порядком слів. Під одним базовим номером, за наявності, також може наводитися один чи декілька синонімів, тобто по-іншому сформульована назва товару або послуги, яка може мати те ж саме значення, що основна назва.

Окрім змін у структурі класифікації, було внесено зміни, пов'язані із додаванням або вилученням певних товарів і послуг з переліків, а також з переглядом та актуалізацією формулювань товарів і послуг. Загалом зміни стосуються близько третини від загальної кількості назв.

当該ウェブサイトではウクライナ語版のニース分類 10 (2014 年版) が掲載されている。
ページ左側に記載の項目をクリックすると、それぞれのページに移動することができる。
掲載されている項目は以下の通り（上から順に記載）。

- Загальні зауваження : 一般的注釈
- Перелік класів з пояснювальними примітками : 類別表 (注釈付き)
- Заголовки класів : 類見出し
- Алфавітний перелік товарів : アルファベット順の商品リスト
- Алфавітний перелік послуг : アルファベット順の役務リスト
- Перелік товарів за класами : 類別商品リスト
- Перелік послуг за класами : 類別役務リスト
- Пошук : 検索（詳しくは下記 2）を参照）

2) ウクライナ語による検索ツール

参照アドレス：http://nice102014.uipv.org/search

所望の商品名又は役務名を、キーワードから（下記方法1）、又は、固有番号から（下記方法2）検索することができる。

方法1：キーワードから検索する。

手順1：

検索窓①に、商品又は役務名に関するキーワードを、ウクライナ語、英語、又はフランス語で入力し（ここでは英語で「Cosmetics」と入力）、検索ボタンをクリックする。

なお、青枠内の類一覧において所望の類（複数選択可）をチェックすれば、当該類に範囲を限定して検索を行うことができる。

青枠上部には、類を選択するためのボタン（下記参照）も用意されている。

- товари：商品（1乃至34類が選択される）
- послуги：役務（35乃至45類が選択される）
- всі：全て（全ての類が選択される）
- очистити：解除（類の選択が解除される）

手順 2 :

以下のように、キーワードを含む商品又は役務が検出される。

検出された各商品又はサービス名の表示項目は以下の通り（左から順に記載）。

- Кл. : 類
- Назва товару або послуги : 商品又は役務名
(上から順にウクライナ語、英語、フランス語の表記)
- Базовий номер : ニース分類における固有番号

Пошук

Результати пошуку

Відображено **всі 4** записи(ів) | тільки українською | 15 ▼ **固有番号**

Кл.	Назва товару або послуги	Базовий номер
03 ⓘ U	косметика для тварин	030063
E	cosmetics for animals	
F	cosmétiques pour animaux	
03 ⓘ U	косметика	030065
E	cosmetics	
F	cosmétiques	
03 ⓘ U	косметика для брів	030131
E	eyebrow cosmetics	
F	cosmétiques pour les sourcils	
03 ⓘ U	косметичні препарати для смагнення	030171
E	sun-tanning preparations [cosmetics]	
F	préparations cosmétiques pour le bronzage de la peau	

Відображено **всі 4** записи(-ів) | тільки українською | 15 ▼

検出件数（ここでは全4件）

方法2：固有番号から検索する。

手順1：

検索窓②に固有番号を入力し（ここでは030065と入力）、検索ボタンをクリックする。

検索対象とする類の選択については、上記方法1の手順1を参照。

Пошук

Назва товару або послуги (українською, англійською або французькою)

Наприклад: абразиви; woven timber; tissé

Базовий номер

030065

Класи: [товари](#) [послуги](#) [всі](#) [очистити](#)

☒	1	☒	2	☒	3	☒	4	☒	5	☒	6	☒	7	☒	8	☒	9	☒	10
☒	11	☒	12	☒	13	☒	14	☒	15	☒	16	☒	17	☒	18	☒	19	☒	20
☒	21	☒	22	☒	23	☒	24	☒	25	☒	26	☒	27	☒	28	☒	29	☒	30
☒	31	☒	32	☒	33	☒	34	☒	35	☒	36	☒	37	☒	38	☒	39	☒	40
☒	41	☒	42	☒	43	☒	44	☒	45										

Пошук

検索ボタン

手順 2 :

以下のように、固有番号に相当する商品又は役務が検出される。

表示項目については上記方法 1 の手順 2 を参照。

☒ 41 ☒ 42 ☒ 43 ☒ 44 ☒ 45

Пошук

Результати пошуку

Відображено 1 запис

| тільки українською |

15 ▼

Кл.	Назва товару або послуги	Базовий номер
03 ⓘ U	косметика	030065
E	cosmetics	
F	cosmétiques	

Відображено 1 запис

| тільки українською |

15 ▼